慶安太平記

三

へ遠13
2213
3

遠へ門13
號 2213
卷 3

廣安太平記巻之三目録

一　義国初右馬之頭ノ事
一　西宮幻法を止る事
一　西宮佛法を帰依する事
一　奥民部基女郎付ける事
一　西宮原刑を用る事
一　中井奥村凡博奉公する事

一　是迄村半[illegible]

一　岡田[illegible]

一　三浦長[illegible]

慶安太平記巻之三

[illegible]

岡田初[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

能く表返を打ち今兵術に達し我君の御ためになり今ハ還
俗して吉田初右衛門と号し則同家の浪人塚に頭指何卒方便を以
彼を招きて殺さんと思ふ夫より寝覚の事を謀りて其人の思惑を尋
て招きて何やら密談数刻に及び其後ハ私宅へ帰り同年六月の
末吉田初右衛門手練に優れたる術を妙気として庭先ニ肉を出し
詠居る所に誰とも知らず大の男抜刀を携へ垣を分け庭先へ(庭を)初右衛門
に向ひ我ハ私唯今喧嘩をし人を打殺めて逃し所に此方
退き庭先へ来りしを遁さんとするに此がくまひ下されと云ふ故
右衛門一礼して申に付初右衛門聞て彼の男に似合ぬ奴ヤツ為人を

殺して命をおしむ事けやうなる我ハ其方の者を殺法を知りて何方
へ参るにも不成と云ふ御免せよとて力を添ふに表へ出るや中々足早き者二三
人跡来り大音声に呼はりて件の男ハ逃げたる者追付て我汝を
男を見て邪に申故なく遁去ぬ我命たまへ汝をも殺し我も切
腹すべしと云ふ所に太刀振上げて初右衛門少しも動ぜず汝が殺し汝ハ不埒なる
事を云ふ者かな汝が如き腰抜に指をさして我にかかる汝が嘲アザケり笑ふ
少しも動ぜざる手並なりと彼男詞を和らげ申すハ拙者全く実に
此汝が如き侍は未だ此の世に見ず者子を初めて見る武勇を試
為に其方の謀に我ハ其方の内に加へ候市左衛門と云ふ者之則其方の書札見に

のりとく僧侶なる出入迎ひの者共一同に入れ我れと云ふ門内
今牛車を乗棄て逃げ去る者と云ふ乳母は用捨なく初吉を連れ
去る急きの為に御供の侍共も皆々逃出る八半蔵の中武田家に
勝ち天晴落人なる白波人数なし中々酒者なる人に連れ
世渡の一列に大坂へ出し大名の内長田初吉と云ふ一度出家遁世して
皆々の家を捨て諸業を勤め京中諸所を尋ぬる乃
再び還俗して其上深編人の張本なり恵方代の事
まで知り居る者なり初吉は堺の寺の今下に郎党と云ふ者有り
別而大名なる者乃ち成田迎ひに出大有り牛車に乗せ

ゆく後積る戦者有りめ方なく供奉に携さはりて押太鼓を鳴らす
供奉行列に及ひし彼郎党を見て牛を車を曳よし添ひ
二町程行く程に供奉の自由せざる者多し世有何事
方仮なる拵なりしかと別に郎党共を振きり郎党共
迫ひ其後皆々の者共自害の為出郎党仮清捕りの者を
数多切り殺し捕ひ手負に自害に及ひ後に先年紀州高野山
家主の郎党共を尋ねいよ世々大和上ヶ迄八月蔵小酒ひ
死後中々云ふ共八郎共八一向の孫なる不孝なる妻を捨ひ拵面
妹世に再ひ出き英女の世八先生を妻中し取家の角に小屋敷を

志願ひ見に参り正名今年六拾六歳不淫を保死て今九年

正名幻法を学ぶ事

同年九月十二日不淫の命日なれば牛込瀬戸橋に行く同日なり我
家に帰り奥の手に籠り身を清めさを数珠を持て迎に立
幻法を修する用意を為て世法を修せさを幻法をなす事不能と
正名侍居ひるは我今如来人の中を持大名方に縁なれば安住今八
業障深く苦名を世に顕はす事一皆先師不淫の威光なるの
独に数年大命を企て修行を怠なて独学をいまだ
一人を済す事不能流れ去法を送り邪命の成就ナ（きた）

ず（次先師を深く敬せ一大罪なやなんさるめてを大命を
成就する事と思ずんと先師を敬せを共流事を成るんさを不淫
恩を忘れ我に譲んを云ひ事を精く国り夫を我情なく去
原恩の師匠を敬せ一なぶく何中なく先祖を悔思の形氏恩成
や先年死る不淫無に深る云故を名一急後中して形を正名を
を刈なを明怠を形迎先のやきを正名を共ひを指く
忘を一なを一なる汲を以く八方切拝（八不淫八一雄の白勇き
なり市中に形く失なり正名先より心神恍乱一大高に後さ
愚事深り一不淫を敬く切拝深り是世界の事しかるる

魔ん魔ん中に元亨に佛法増長し天下を何のように治めんと止時分のし
不法を立ん事を思ひ妖怪の事ありしかども其後百年
兼ねて思ひ給へる仏法を始め我日本に入て改道を行ひ給ふ乃
ち神武帝より天下を治め給ひ天に向て仏法切支丹法悪く
天に背て其後元亨の時に成て天下を治め給ふ佛法に入らんとせし
宮様法を捨法を捨て一向専修に成ん事を願ひ給ふ其間に我天下を滅ぼ
さんこと疑ひなく全く天下の立て申し候へ治世の法乃
外此事申し上げ候へ此時に申し上げ世に形ひ有
信長公の時代相治新集中に有方上様の為大坂を攻め申
せり此時に一人の僧中道速了成法新集中に有僧八行國の人数を彼
僧参て我八京新東山寺の一寺の僧なるが御書建立の事勧化の為
関東に下りるが深に佛法衰に時代なり今改宗の事を八則御書
建立の為中に品々品々京新中なる人間出来ぬ事なれ二百
回道せしが法新宗ほど品ひなる八我立宗を形ひ大坂中に行来
の法めの為京来申し又事を申す方の出を法なる今の為なく者ハ
世出家或百姓の金を取申せり何年を奪ひ取て我立宗の使を
せんと品ひ彼僧を敬さん申し申しんを受け奉せ法石行く振舞も雑
敬申せん角申せんと仏弟品ひ申の者来の後り近寄く取に参り

なほ治郎兵衛は思ひるハ大行々細陸の觀音に出家形揚小立く小使沒入
別を惜まり中く彼宿の見を捨て海中へ突出を見く
やをに出家を海（海らを）うと潛さうり終に帆を揚る紀伊を指さ
出帆せん方なく紀州の沖（出おり）其日に治郎兵衛彼宿の母義色
の門分合を無れ大坂（出り）まで渡るに程なく立て武州江
戸に出せりまなく年を治郎兵衛独座愛て直に泳て陸へ上り
人に思ひるハ先年南地（出る折）才也て仕事修業なく中喜姫
立の為ニ事加せ出家の合を奉ひれ一のこなる所に出家を
海（流めく教せ）出合を以て月の思ひを稀（行なく立て立て今武州江

戸に流く今出乃業元を捨ひ出ん（大）我最乃大成事ハ為ん
佛神も戒めまん未来の苦しき思ひ出を誠に儀なる今出を
き母を不仁に出家を教せ事を悔く思ひ所に先年奉公
わく海らを以て彼業の死を出家
姿形を治郎兵衛大に驚き例を
越て引仰せ治郎兵衛頭を彼を撞木を一打て
事出せ出りに思ひ為り家内の男女何事ん為り
なを奉公者ハ一人行方きを為ん為に今
治郎兵衛ひ出家の我を責るを為り家内を出り

先ず活（勝男）と云ふ活版師を雇ひ入れ、二十日余りの間に二冊中
篇表紙入り良醫秘術と云ふを出版せり、次に其活版師を
雇（家令日く）迫り来る見（おり）其活版師出家人来り事問ひ
進ずんと云ふ故に我が京都東山の僧なるゞ活（アツ）の大義を乗り
一下洲（ヒシウ）波一叔んぞ為に乗りうやゝ（八一つ大に怪び迅速出発）と
仏法の為に捨てに而一生を八彼僧の為八ふ活版師先年
来石の渡りに泊りに船りる出家なる人有うやゝ（八活版師
ひ同じく乗り出家乗りて我が為に問ふ人ありや
いかん迅速に彼僧活版師の為に乗りる八海中（我が

流め一先我が来水練に泳ぐる事（多度に泳ぎ安き来方）
より重く又関東（より）我が兵雑に為り彼を放棄せざるも
叶ふ事を加せに活人石彼に思ひ泳ぎ合ふ武石西
洲（京都に出り）市壱貝出度建立一其後長崎に寺に
勤務す一六年に出家の方として仏を想歌の思ひとなんや絶ハ
仏教に泳ぎ日本一なんや長金く泳うん泳に慣れ長崎（ヤ）
活（アツ）の為に出ゆく夏の兵乗るや岐阜に彼僧に活版師
悔く仏金ゴ三百両に出一先庫裏に外の建立入用にて義
日本中に日其後事に力一春に日も日金投泳りて

法を天性に悟ることは、若菩薩の行なるべしと

正言佛法を信ずる事

去程に正言は紀州大納言様信仰の仏法なれば紀州から

彼の中に迎を以て速刺帳を渡し、或は其方の一色を恩給ぶ事

を長く渡し、法度人とて渡しひる法人大紀州の家

の事、何人も得ざる驚ひ申ひる者有りしにさうき海の

中なる八元分正言何に不思議なる蓮華を云へ家を優ぶ

なく何で我為し、諸願をば聞きつや我し幼る一列に加る事

只の孫の業元を形へ計へ法を紀州分家なる事に成りに

有へ法を渡り是は法度人世利に仕へ紀州の事中を図へ少

紀州の家分へ正言を渡りしを是は正言は切舟の

法を天に上て渡を一向に禁法を渡り仏一同に入れ

渡りて居る西へ野分を高世新を見へ貴は行事を時へ中を

事分へ正言金へ渡り幻を西に帰へ渡を天下を法を仏法の

徳に向へ大平を為へ其為に三世を云事を立へ仏へ

中果ざる者は居る者の業を形へ又紀州様を為事を立へ現世を

成へ極楽を教へ未来の楽を為へ上を為へ下を中を是は世仏法を

為へ彼三ツを結ひ為へ法人自分乃恵を遠さけ名を初免法人

若人に教給八月御中天下太平や我天下を治んあらば佛法を弘
通一中に云りは八月蕃僧達に貴公の賢才に推り及一部中道記
録物を感心して帰りもの事

奥州仙蔵女歌付之事

今年寛永十七年奥州仙蔵白石の城下にあるる女歌付の
事を聞て今年から九年以前寛永九年仙蔵伊達政宗に
召家中行倉小十郎殿の屋敷白石の上に川俣海道迄左付之云
所の事付ふらちなる者とて後田地拾弐町歩拾一百姓有ふらち部
姫奥人持り帰八十六歳婦ふらち部人の娘を連て田乃
家を出られ居るに小十郎の屋敷白石志賀田七ヶ云侍共年廿
七歳女今不歌の者者其日出一七迄村迄に用事有て毎日に
夫丸行沢姫殿田の家を出て投に田七ヶ所に中の田七大に岩り
切て捨ん中に部のきり ふらち地ふ望仰 彼旨八出者今年後
十三歳行のうちもあるべしと云 去年前下さ度と
姫法度にさ田 歌 俗云 元来宗法の田七文に耳に田
侍の田に泥を塗申 ふらち 親 月に初見せんやうて
ふらち所を捨打に切殺 兄弟の者 田の中 時乃分ふらち
跡を見ぶて 迎云り田七姫 方を初 さ田八力を収免

帰り申別紙十二月廿八日迄に遠方村を出て以百姓を外を
仕の方計相に仕候く弟中上に成候間〜百姓の衆
何程の事かん指く武士〜取扱中と云事も有まきに今度て
渡し人を教害致す事数を切り不仁不道の国七度吟味
段々思召を以重き罰を上ゝ先に流罪とす
父母の娘八遠方村帰り母に右と弟を流罪八其沢母八大病にて
有りるゞ世事を関係有る事家行命〜病死致しる父母の娘
欲きの上に又を欲きを増〜十方に参〜指出八而の者共に婚
姻式なきに成に参り叔娘九而の元服〜中る八世渡父

母に別を東西別れ〜渡世難成叔母の方〜参度毎〜色々に付て
父母存命の節乃場合の節八能角に田地を売〜江方〜長崎〜
渡世を〜新り名を名を不便の事に思ひ何方〜人を添田地を売
旅費拵江方〜長崎〜行〜渡世〜り父母八
年来世話に成〜一礼を〜夫より相馬の娘を両全村の叔母の方
乃両全村八母の方〜叔母一人不便に思ひ多者の中に父母を
養育〜父母交に病事世日計り絶〜叔母に中る八我が家
渡の所〜出〜事云仕度存を八四郎の〜〜〜叔母〜〜〜
為年の事ども八同事を我方に居を〜〜〜父母

まつ百姓ひとりを八ツ山に北ハ山ハ夫ハ両人ハ村を立て板橋ハ江戸
江戸人ハ山より日ハ不審なるを八ツ問しに山より猪馬町に宿をとり毎
旅籠屋ハ宿ハ浅草通りを北方ハ方々の柔術を
張る所ハ方々ハ我ハ吉田の者ハ初ハ山より江戸ハ先年に高地
山より国元へ帰をとり人を形読に世ハ今ハ江戸中ハ
一番中ハ山ハ兵法師の家に来る段々毎
あるを外に形なきを八ツ又ハ山より江戸一番の
兵法師の家に来る人の名を知るなり何年に高地に高
江戸一番ハ兵法師を数なり（ハ）人を見て

ハ山ハ江戸を出て夫ハ山ハ誰ハ者を知ハ
柳生但馬守殿ハ江戸ハ兵法師ハ山ハ来る其外ハ馬の師ハ
小藤ハ段々ハ見ハ国ハ有ハ中ハ山ハ
ハ江戸ハ（テ）ハ夫ハ六七年ハ前の事今家ハ兵法一切の名ハ
山ハ大名ハ藩ハ江戸ハ人ハ中井ハ高田ハ江戸中ハ肩を通る者
ハ中井ハ高田ハ若ハ形をハ教ハ
尋ハ有ハ通ハ段々ハ段々ハ見ハ中ハ先ハ
度ハ山より尋ハ人ハ百人ハ七八十人ハ近ハ中井ハ高田ハ
段ハ江戸ハ兵法ハ千ハ人ハ中ハ先ハ猪馬町を出て

桜町へ行宿宅(栗田)しけるハ駅なりし宿屋(四月廿日の事)也上候
子細有て来る者此程旅館ひとりまして云ける宿主出迎を見るに
兄弟と見えしき年の比十五六の娘旅装束にて川越武州形儀なれども
見へ(是は)遠方に見えけり宿を取候やハ何事にて我等ハ何国より
来る者か是ハ鈴木なれ共問ふハ兄弟なるハ親ハ奥州仙臺
王より出る者なるが大事を打捨て旅立ち方なるにも
宮中なるハ敵を討つと何事をも兄弟にハ寒く中なく濱ハ白石
中々にてなく冥き云是ハ姫とて先厨(クリヤ)へ(下)げてハ縁に兄弟
厨へ出り湯に入り夕飯なども済させ寝に入て両人の娘を一間(招き

様子を尋しに兄弟申けるハ私共ハ仙臺白石の城下ゟ余十三里程
逆戸村の百姓与太郎と申者の娘之候が父と供に田の草をとりて
居りしに小十郎殿の組下に志賀団七と申侍通りかかりしを不存
田の草をとりて投しに当り申けり親子抵く佗言致候得共団七
着て聞入ず情なくも父を一ト討に切殺し我をも殺んとせしを是ハ女の
事なりとて命計を助りしが首尾を聞に誰ハ親の敵を
討んと思ひしが我々ハ百姓の子なれば何(事も)なき父の敵討
恋敷く様を頼むもなく唯何卒敵を一ト太刀恨みたく候得
是ハ我八姉有(侍之)我ハ女とて太刀打とて識(き)方便も知候し

此度江戸へ出（せり）兵法の名人を頼み習ひ一度親の敵を討度願ひ而
参り候へ共何卒を承度存候ハ此の方便を致し有之候を
是ゟ為し漸く百人に七八十人迄ハ師範致し兵法の名人と成り候ハ此
此事を致して此度兵法の大事を致（親の敵を一太刀恨み申度
心ざし候得ハ此姓を以此度御付候下むかし世々の例しと
兄弟先にまを合洞を為し頼み兵法を成就神を奉り
梅く此有り承し驚入（之）南時ハ武士の事ゆへさ（道）を兵法ゆへ父ら
居候者ゆきに此有信成（百姓の娘として切りの方ゆへ父ら
兵合を専ら敵を討との人数ハ感ん此所（の）御事に申

此へハ一路の深き命し兵法修行（多く候故実此
存じ感し此御所に師を取りて此度を兵法の事を聞く頼んと
尋ね来り志我も見届難し此上ハ我かくまいらせ（申し今分三年兵法を
修行せられ安く申し敵を討せ為させ（申さん有りしハ兄弟悦び何分にも
敵を討為にハ何年なりとも致（下さる（申て頼み深く此旨兄弟を
深く妾の方（此中ゟハ此兄弟の娘夫方之に大切成者有て此にを
人数来り我為に大事の客之を方に預り置多くに人を付女の
或法方事此度（陀分いとふ（し申中此事ハ妻申ハ何事
頼ひ有此共作成し此為に未に女の事なくハ有り随分気を付

人並なりしかども出ひ[illegible]ひ則ち人を設く
師を[illegible]城野妹を作[illegible]
夫[illegible]長刀を[illegible]に彼れ[illegible]
――[illegible]の武藝修練の中大方[illegible]
妻[illegible]有者[illegible]百[illegible]不自由[illegible]
[illegible]の結[illegible]
一[illegible]年の[illegible]天時行[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の道[illegible]

道[illegible]成[illegible]後妻の[illegible]に[illegible]男[illegible]彼れを[illegible]
若後[illegible]師匠[illegible]何[illegible]
[illegible]に[illegible]霜を[illegible]流[illegible]
年[illegible]なれ[illegible]
大[illegible]の[illegible]百[illegible]一[illegible]
[illegible]二年[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を生ずべきことハ必定なるべし彼ハ
四箇年の外全く無し然るに十ヶ年の間と雖一心
志而已の者の十五ヶ年世ヶ年と成物の
中に名有る者多し人皆〻先祖の者も無法を誠に彼ハ
義を忘れ陰なく陽なく春山の実に成る修練の無法なるハ法石に
当世を変へ一者也を一人を及ぶの者ハ一四名を見て大に恢し
今ハ已に世一名〻紀義(下り)而已を生ず(一)也師の名聞也
陳陳殊信実に白梅の長刀の腹刀として白無垢の中地(重々
其上旅の用を拵而而〻偏り見遣りの為なり松田弥五七

郎
義門右衛門佐谷三郎を来て云ふ
日り出て山端なく語り合ひ中ハ親子の別を暴れ
関に沒遠近陸奥の思ひに余る間の色に出て
愛形を以て主殿に及ぶ者を家臣に焼一人聚し新を付て
必ず来り〻山中の城別せんと春殿と名を紅白粉を〻
る以来八ヶ年の四月恵何の世ハ都一中に涙に世ひ〻
ひ〻ひ主殿四名を見遣りて我ひき沢の岩を拾ひ一面の
金仏を彫る白長に者を彼ハ名年計り刀人中世ひ間を流一
別を生ずるを八新刀に成波の〻〻物つ〻ハ

西宮の前を盗賊〻何所川原勘兵衛より出張に成り捕ひ西宮
迄送る〻一件金元に帰ひ居るなり（盛時八人の者ハ法通を忘れ酒を
買ひ呑ひ居り外〻人の者ハ法通を忘れ酒を買ひ呑ひ居る内に城下に
帰り投宿中渡世の者ハ盗人一人ハ小十郎殿の用人鈴木次郎
西本作次郎殿人数にて〻会同に成る無谷三郎兵衛殿
越者ハ江戸表中井西宮中者の弟来事に無谷三郎兵衛殿
中者二人を盗人ハ松田治右衛門中者ハ捕に成り来る
川崎通戸村の百姓与右衛門中者の娘を殺に江戸（出り
西宮中者〻ハ渡世に付ハ年の多かく迄の者に成る渡

世の者ハ中〻分見送りの為我れ〻二人宿西宮の者一人
委細ハ久米の者に出ず下さる（一人ハ我れ〻久米の娘を
見るに百姓与右衛門ハ者の娘を思ひ居り西ごー天時
〻方の上為久米の者中ハ盗人ハ川崎通戸村の百姓与右衛門
中者の弟を為ひ居ハ年以前父与右衛門我〻を使ひ田の畔を
居り変に出来ず志摩国七橋に為り盗人を成株田の畔
〻投〻に盗七橋に中り親を捕り流中〻江戸出
為〻北方国法中〻父与右衛門ハ逃時小盗七橋の出村〻〻れ果
後〻帰江戸（出り西宮方に為ハ年を法の後又毎ハ為

世に稀なる者は父母と話て國七郡の内に勝れ果て度
形ひめくりなる姿容也を仰て妻とすれば男女共に
つゝ小十郎盛(政宗)は盛小十郎又右衛門と一八歳年長
ゆゑに父盛七郎を度々諫て云ひしかども
なんぞ其分に成盛一つの取は父母の方めぐり有し
故乃事母も何ぞ國七郎の後方へ(さ)詞なし盛
父母の娘四名を撰て妻とし今宗父話て國七郎に勝れ果
一生新発全く部屋を設させ長らへ召めれり未だ若年
なれども此母の娘やうして親の部屋に入(也)り兼ね

ゆゑ四名を撰て妻とせ一生に定て無法智者に成しなり
今武士の分の上に(行)ひめ新て居る世の中に女の才知て稀
志天晴國の面目と謂へし又四名の娘を小弟の召かくまい今又
遠方の侍を添て下せ一仁に成んと成しさて八歳年大名
政宗公の小姓に成一小名紅に仕し一三名の者共四方名
を下付給て成池を設て成小十郎殿の侍人を添られ盛和池を
設て民國七郡定まり是大大名(郡)を國七つ一つ拾弐人扶
出仕を出る夫分小十郎殿(也城有)別政宗公(て)枝葉
の所政宗公の娘を娘たり春ん四名の仁に成有て誠に池國(也)

國の西門を破りたれば何れも一二に事を決し一方は
心欲有るに依り二義を以て威有る何分の政宗の首級を
獲んと欲す則訝斗作斗を以て先白石の川原に於て
矢来を結び西に向て人馬を配し政宗公を捕使として新野孫九
郎斗六競組馬を斗金六十郎六出陣し豊國の侍七拾人を指て
人名指を指て矢来の内を固めらるる者一番に湯を沸し國分
奥州の集り来る者共取紛れ取國士と作斗新野六郎
事なきを以て先手迫親うち見物太刀付を命じ沸と今年迄七
三十二歳花を示出る三人二寸の太刀を帯し取万人の見物の中なれば

臆せざるの人さへ西の方の矢来に居る先手の者八拾人斗物を渡
何れも白石の中和に留木の白び編笠の拵帯白袴の出発を
懸ける師八陣羽織を白布の長刀を持て来る方の矢来に入る迄の
侍六人八旗指物を持て見物渡し訝斗の内の者共見物ヶ所を
中間に一二人則先手より後に続く二人に矢来に入る先八安の事
なれば八物太刀を付を加へ二人の内一人は奴方と云て矢来の内
臨に酒菓食物湯漬を出す下矢来の上手に先を張る先
訝斗の古参人三人後歩行 同斗四人合双方の警固を渡るに狼
太六八の内なる一国七を渡るに下に添惟を和一り武士七人して

論付の法を為せる法方なれハ如何なる人前
なる国七を示課して石田を拵へ見く数万人一度に声を
上げ鬨を揚ひ是ハ国七の同るしを見へいかり夫分家流に
打立ち出さ事に至る人を奉く家流を大地へ打付双方へ別も
揚負法きて山作波を又論付の古事へ手く伝人分れ言の太鼓
打ーて手の双方を合勝負波ーて又波も古鼓を打鳴しり
永休を一神妙に揚負を法ーこの仕事へ法分くれ国の古鼓を
〳〵中打ち出ハ一番に様の伝文進ー出いり豊七万の年
て家ぬ方の中に勝りる与右衛門の娘伝文へ事の祝ハ我田方へ
ぬれ出に来出りて中ーいへ国七何家女なれ一度に出て中ー歌り伝文
数刻く度ハ遠の中ー勝負を肝要なれ中ー白柄の長刀水車
振廻ー切くる国七ハ潜りて六人試すの古刀を授ー朱に秘術を
教ひーる国七ハ未熟術の手者なれハ少みー打古刀を伝文
長刀ハ揚ひ乗く見ー是を取万人の見物冷汗流ー是を振く
見物ハ人ハ波ハ二人に思ひ拵ハ宣教の年の修練なれ切
古刀を事ハ世ハ古刀ハ長刀ハ中ー遠を河を波薙ハ
流石の国七ハ乗負廻ハ奴ハ成ハ屋也ハ見物の者ハ是
奉を振り先蓋を嗚声を揚ハ妹に刀を付ハ朱に乗ハ

花を散らし殺し双方二ヶ所にて落ちを蒙りし役所分れ者の奉
と打出せば見物の人打ち合せ中分人西方引分ヶ曲業を付和
打落り皆く是を休先より行るく二ヶ所の古殺を打ち是を師の
法師に天武人の源りを付江の分洞を付るを打く出国七切て行八女を
見ひ海り是を作文の書物や作りん古日に古かさ一遍を
洞り月を打り宮城野八幡くも書紙を浮く是八源りに付て落涙
目を洞りよりを保に書紙を打出り西陸のとくく遊のたくる
国七の眼に付を二ヶ打せり今八叶八中に育う難に切せる
宮城野洞りを分洞を打振国七の西ひに源りを加りを法せり

特に中の是八役人長日指て立り出国七の西の縁を切て
国七を打く押南無父母ア〜歌国七を付の通り今ハ参
の時く仏果菩提を得り中に源を出一国七の前を捨て是を
数万人の見物一国にあり中に殿中に成る主多中に別中に貴八
死骸に腰打ち成て自害せり是八役人先に出る者に是
中に名いに親の歌を是八地に侍を付れる重罪の我く自害仕
云是八役人中に名人の中に居遠に洞を拵前尾見歌を付れ
事屋形様の四外中に是数見を別に必自害を及ぶ源を
叶り蒙国の侍役所に寄り天晴成娘を何事私妻を出下り人

私儀こゝ以下嫁に付度ものの類人數多くは捨使用付成儀おくして
見ゝ[illegible]ハ[illegible]ひとり[illegible]を[illegible]髮を[illegible]切捨[illegible]何
かくハなりぬべしこのこゝハ親〻御の[illegible]の[illegible]親の[illegible]人の[illegible]
付れ今ハ[illegible]世に[illegible]をもつとハ[illegible]成一つハ忍るゝ〻御[illegible]
四民運長久を祈[illegible]二つハ父母の[illegible]を[illegible]
[illegible]ハ政宗公[illegible]泉[illegible]の[illegible]父の[illegible]
拾弐石目に新知[illegible]石[illegible]ハ[illegible]
[illegible]に[illegible][illegible]に[illegible]
[illegible]

然谷三郎兵衛松田[illegible]七壹[illegible]
中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
松村[illegible]御[illegible]
鉢[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時代に流れし事を存ずべき所なり（後に先祖国の浪人なりしに
浪人なる事の浪人を指すべきなり）紀州大納言様の御代と
御りやう様を建立なされ候ハ忠勤おろそかなる一国の主となる一又ハ
二分の知行を家来（家を指すべし）別大納言様の御米ハ廃し
九ツ頼信様と文字を二字ハ頼と遠く書無一也
別頼の字ハ米篇を一畫抜き無名なる故世利と指無一也
西宮八紀州大納言様と縁組の様子一きく所なり八
世者成者御ハの的紀州の御世第一実ハ年人ハ光ハ紀州
分限帳或ハ御米帳を潜に写取無一也紀州分限帳写

事元より大納言様ハ存知なきまゝ八方一部を的紀州
御御ら色の為めとせし歟と思ひ一代様（りやうさま）を刑し
忠を抜しなり其例なり大国御世世代を国に一揆する為ハ
当護の政道不心なるを第為御出まゝ世より今津米沢の
大守藩士抜擢する為ハ出羽奥州百万石の御主を的に
伊達陸奥る政宗何年今津米沢ハ大身を減ぜ我ハ入
ぜんと深を思ひ一南部九戸の城を御取まに織部を初先
合戦に及ひしに御沢ぜ文（城を二ヶ所切り撃ひ暫く感人
なる事を大国の御下知なる薄国ハ大谷宇之を長崎ヶ行なく

[illegible]理文(没落)する甚だ政家の治平大和国八条の城を攻め
[illegible]人多く有りて海人せーが出者た政家を恨み会津し
[illegible]し[illegible]理の深敵[illegible]悪く政家の勧めなる事を告ま
政家の自筆の書札の書札有り甚だ不届なる[illegible]
別出事と会津の大国(海[illegible]大国)[illegible]
[illegible]の[illegible]諸大名浮説[illegible]政家[illegible]
[illegible]ハ出る事[illegible]浮説[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ我を度に成る大坂
出り方(親度有る)罷り行る(自余の者乃ち[illegible]事

有(り)[illegible]擦(ハタラ)[illegible](会津)[illegible]馬の[illegible]大坂(出り
[illegible]政家擦[illegible]世[illegible]別大国の[illegible]
諸[illegible]何事[illegible]ハ[illegible]大国[illegible]ハ出度南部
[illegible]深敵の事[illegible]方[illegible]
政家深く出事[illegible]
[illegible]方[illegible]自筆の書札有り出流[illegible]
政家[illegible]某人[illegible]自筆[illegible]書札有[illegible]ハ
又[illegible]
[illegible]味[illegible]文[illegible]政家[illegible]

手紙にあわせ八条殿へ渡し申候鶴鶴の同盟すり込の条
申出候同盟なり　是は公儀にて中上て也　俗に政宗
為せさるの作事掛り　上段大岡作右衛門の一揆性小
政宗の政所へ世話せるの申談の同盟を掠　中上て也　懐に作の為
第四藩中上　本人　俗我政宗の大男を募り　あんぐんに事欠せし
ひら自筆覚有　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
只鶴鶴の同盟　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
なる者　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
者　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら

手意大名の意を乃抜き　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
後　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
事後に利乃　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
代　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
大綱　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
遠　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら

中井要村　鶴基　会乃事
武蔵　鶴基　四人　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら
乃　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら　ひら

是国中の人作る所の棋譜に長谷川我部八昔名河内大石内蔵
介と云ふ人多く有り彼者共は一方の力を
放て敵を亡ぼす事を第一とする故に大石父子忠義
の士に成て天下に義を以て敵に対し給ふ事
義兵を揚げ大石を企て討入の儀人本石なりし君臣の義
抜群の一字を世に広めし者なり潔に沈毫一と書悪
家来有所人為を使て国を治る八義八長谷川我部
清氏の者なるべし此の棋譜を加へて世に
出すべき者なり余が者に為る人
一味同心の徳を合せ進て行ふ事の出来ざるの故なり
所に当る八国持衆家臣一勇猛武術勝れたり
彼の人数に合せて一番新貢の人を交り日本中一只一騎
付合ふて入数為一先分れて潜り新兵を集めに計
之の者共は清引出来共所有て容易に来ず
三段目基合を得て要所の国に成有て中方
手紙を老一先八方小人清の要所方一中方書面を見せ
道中を通て三段目要所を攻破り敵の国を
攻一先一夫分基小仕一中に要所中に三段目基を打方八

彼れに二月廿五日に成りて、はりを以て、何に見あ
死せる所あり、正吉其を丈夫に張るを見て、
る文行渡へ、八郎さうひを以て正吉其石を渡りて、活り八分高
うあ長をつぎ渡りに成て来て、殺風を通を前迄速疾
物をきなどに打張る其度毎に石に切而ひり正吉皆くに集を
正吉大きを見て、大に怒て、又指を打敲の前悔に
押付て前指切あるうひを以て正吉を切りのく毎に
員に成て八分高張を出一口を見たきにせおくなるを川
牛中に現何を厨中に立なるの助を推て、今一度を出を

働なる吉の根切くきりさんを大に怒り、毎に不かりくを、
てし変毎付分沙を雑を今一度を見て、吉の毎根切くを
長ん中を及方に成て、元見に正吉張るを及方に分ケ
何を儀の成くを郡の上編て長人(オトナシゲ)気なを溺て元
何あを毎毎付溺を世沙を吉を不敬て帰る毎付て人に彼を
入説すを念を毎に基に長く成沙を長を基
相を毎に正吉中を八敬を毎を不の徳を日沙乃郡を遠
心の敬人神を毎に毎に及為の後見さん者に貴敬を毎何年
天見を加(白沙)時を毎に毎に河を毎を毎に帰く

君傍にかゝる八時日の結に忠言以て外様身之大事と思ふ乃
小事にのぞく誓角を出し一命を失はんとせし事大丈夫の仕業と
此れにて忠言を見限りのびしを華游なる向後の為ときに
後々下せ天見しに道ハ君傍後悔深かりし以後を慎み忠言
方へ宣旨被仰付らるべしとて人々後悔しける

是浅村某か事

寛永十八年の秋忠言今井某といふ者を大坂市店にて兵衛新八を追
下為すも後何之頭せ今更古道せしといふ者の方に返図し　浅
間惜現に詣で各名前猶を渡し忠言申しける八我先年武者修行

初く出る時我社に参神　本小路乃辺にて近き者申人と二度参
社へ参て諸所へ書々拝ひしが沙の東宮ハ君せさせ只今参り
此月と指人道の世を渡る八文吉に取て得すべき事を申尽し
出ていかゞすれ当今世り忠言語りける八彦左九郎も出り十八町
雑所之首八補陀羅（フタ）伽山（クセン）に思し是現阿弥陀観音の立せ申
所之後に武田法会の家臣宗茂勘助入道と忘法会にかゝる九日
本の地の村を廻るに激しき名城の地にて中八我補陀羅伽山なり
坂東にして井伊より山麓被諸方に寄り便とし云根ざしに
十分而当日世て韓せん以後日夜無城有道て以せしと云やしや

さ王ハ家康公を始人質を以具足を被召出し輪ヶ出立之
金銀を粮とし立退ヶ以七五文廉ニ而わつかなる事や御紀州の役を
ふる鎧を夜には着り有り御廉ニやう〳〵ひかし其後日本之
御請し東照大権現を御守る所也今残米数ハ悉く出立
以継ぎ有り我方中ヲ平らける小ハ先駿河の城にて越り城代を
差置し五百ぬの武具をおゐて久能山を指籠り日本の名を聞給
凡し兵粮は之十分ならしハ何方の勢ゆへも防ぎ先我国の数をも
せ取給る兵粮を貯る事し其要之しく是又兵法将軍まで
百姓之方へ紙ヶ以三年米迄之者ハ数年内福ゆへ田地を

三千八百石余ニ落方而家内の人数百八十人迄因に及ぶ百姓之
四百前ニ分ケ出家ニ入縁しある其後を尋ぬるに出家より迄人出ぬ
四百方へ来りてもあるハ其何の不足なしやと只いふ我国縁の女の
子のこと多く男子なし故に出る婦妻離縁するハ男女の数を分つ
其云ハ方々事に逢ふ事もしけれハ男女の数を尽くしたひ与へとも以て出る
女き不事之迄則其妻の年を聞合せ懐妊を以女子ならハ
其堕胎しやうハ其行の山伏陰陽師に尋ねて何まても女子ハ
其郷の家を立て男子なし他人に家督せんし事甚難く
其の何年もそ男子にならる法を何としても求むもとにもあらす

四箇の相違あるべしと云ども如何様妻女男子の法は行ふ事
なれども或一人に当て有べしと必其
法を用ゆる事なり其為なり行儒成共又は一人
なりとも男子あるべきなり何ぞ家なきに成べし何ぞ
乱れ妻女男子の法を捨て我ら教に
但せらるべき重義のら法一筋に出て妻女に法を授
又爺乃及ひ二親なし兄弟の中に重く親に孝養
義を国乃内人倫第一に孝を尽せ必男子に従ふ者
悪く何ぞ人倫に背き則法を教へ教へ男子

安心を平生に成さしむる不思の筋をなりしの八世界に云に及
一類縁者あるべし大に慎び心を万事に物を清らかに成る
世界八心を神仏のごとく敬ひ何事にも心を用ひ
事一歩も悪を離せんと神に入願ふ故心を人能山かまび
思ふ付て願事を一段と成て世界八世界に
事を仏菩薩に願ふ汝ら一段に成ては八世界に
不思ひ世界に歩を立人人の頼信仰ふ故に
加りの為指南すべし人世界の為に雖有事
何事も人の所の男女を以て義を勇ひ心を祝ひ

大方なれば江戸に遣はすもの〻久敷掘〻の御法りの序に
江戸中の人我主人の用なき方（水戸殿なり）なれば
やはり江戸に集り何事にも御用なれば私共の御用なれば
江戸に居候ひ我主人紀州大納言殿と家老中分の方（四郎右衛門
江戸に居る者なれば高野殿殿様御ひいきの江戸屋敷
江戸に充分の人数乃家来迄今日の長脇
差に成なれば主人の用なれば我等一生涯引
酒屋人なれば一ヶ月に酒なき日用出ず我等前年
武三方に知れ掘て来る用物〻〻〻〻

江戸（家老下せし）に江戸詰大名（浅野）一万石にて拵居掘
候乃内に江戸屋敷乃家来なり拵居掘に成
利を得ん事に江戸の御家来の中なれば能角一所に
集り渡り申候ハ無掘り年〻江戸屋敷（仕送り
渡し）なる元来江戸ハ内海なれば掘何分に
叶ハぬ御中渡せ候江戸に及ひ江戸屋敷一軒も
帰り申さず年〻集り居り
世話に成掘り帰ゆ中城掘猶金掘行せ候大縄と
仕世り申し候屋敷なり浅野の御ハ金掘もり家来に内方

十而合て西岳く為に難波座に仁集まと云西岳座へ走り行たるに
仁集り此合を見く是ハ祖父の代より木戸へ中に仁居たる富岳是ひ
皆く払へらるとて云て店に来り西中へ上りとも是ハ彼者不遠可請候
右ニに則く能山分留め取る中白梅に及ひ候く所取敗と沙汰
此合ハ作波合と云盤の時出ける合なるが世に流行小判ともいふ
江に自分久く能山送十里程く道へ此事を知りて通しぬる候せとて召合
是非共行日しけるも也ハ奇なる者へきとてせまたり
同国貴を来り桟木座人と云来りて弁当の如し
摂州に於ける左衛門河内屋との貝を師洞見し濃へを持来り是ハ掛ある

摂州へきて大名方へ出入致し下りけるを聞たる正宗ゆへに居所て其頃人近
所の者へ一人ときて河内国へ別濃を正宗に頼み遣りて其ハ是国表にて濱之
漆人絵師有りて右御正宗方に居ける此濃を見るに申る所ハ凡絵の書
様に濃成者の国分ケ所々を改而然ハくら是を為く見せ申へくと申ス
正宗濃を為して鬼の名刕或ハ手利を悪く数ふ又兵粮を走る
林乃沢等馬上の風俗をもって仕方を波して手段扇を為る床机
積をうけ大将の働への国を見せられ手の働ある来太きに驚る哉と
さ閑く流れ正宗手島に及ひ手本をとりて有る来申す所ハ
急して流し書候に聖賢の相同り 又名将臣兵の相有て

人に勧めて書写せば福を得ること疑なき事なり故に無量信を
諭すに数行過ぎて書中に引き有り今世俗の容形を見
感有て悔ひて全国威し国に遠の所なるべし蓋し自然
深入魂に感ぜば世を捨て出家し又世俗に
我本性を知て善有り折節来る日和を待に正直然
かく何人も敬ふべしと雖ども又善を形にて
正直なるより或は又善を大道天の徳を拝み自利を
甲斐なきものなれば大道と共に有て全く身に
福神と天神と中は大道を尊ぶ天地のつゝ又或人

正才乃大道天を拝まし事と立教せしに別段中に滑乃因に不動
尊像を祭り大道天と共に拝て夜月乃本を
ゆく所に角ゆて目瞬かく秘伝あり和尚
祖乃中陰に初て安人は我分と乃人を見て祖は世帯乃文を八万事
見より倹約を一と乃人又後に出家乃因に初く情
慈悲なるの徳を善悪を慈悲の理を達く人を養ふ為
なるに福寿の事に世俗に蛇の見分人の見を見て云見り
うち出乃小姫八面事に出家に成に行て百事円満せしめ
事に見を為に全く身に求過て福徳を右人中に有を

諦りし八文字の奥旨(?)其智中々及難しとて感じける正成続く
乃道を論ずる(?)に其理(?)形(?)能(?)くして賢人の志を論ずる(?)事(?)迷(?)之諸人
正成が名(?)を感せざる事なし 其(?)後(?)ハ北畠(?)大納言(?)何事(?)
天下乃大変(?)を記せし書(?)に家々(?)の大事を録(?)らんとせ時の変を徇(?)に
天下太平のこと有く(?)漸(?)益太平なれハ役を携(?)え時の政(?)を
待居たりさるにハ流矢(?)乃余り正成かつて平家物語乃評判を
綴り(ツヽ)し全部(ゼンブ)二十四巻になし殊に正成思召(?)を携へて書記し
まつかつて(?)後絶判(?)に作(?)付(?)今世に称之事用る所ハ慶(?)にな(?)り
用ひさる所ハ乱世の事(?)の事おやかならん我(?)ら不来(?)るく

平家物語を評しける八梶原(?)総(?)体(?)を大川を越しける事ハ何ぞ成(?)
名馬乃徳にて渡りぬ(?)又那須与市扇乃的を射んや祈(?)りしに
打立波風烈しく的も定まらざりけれハ与市眼を塞ぎ一心に佛神
を祈念し目を開けれハ天擁護(ヨウゴ)ありや有らん波風急に冷(?)かりし
忽静りしハ与市安々と扇乃的を射落し名誉を天下に施せ
しかりと評しけれハ正成聞て其(?)成(?)る事ハ其書面の文を読る斗
にて全く詮なし其所を評せんにハ梶原頼朝(?)に所望してい(?)け
づき乃名馬を申受たる其時(?)秘蔵(?)の思召(?)指(?)を申て名馬を
下されけり其後佐々木(?)に御(?)いけづきを給(?)ひしハ其時頼朝(?)別(?)意(?)を

下さるとの仰せに木曽の同者共今度宮治川の先陣仕らずんば
世にてく再度（因）下まじきと云く異出に夫分仕る梶原両人は
宮治川を渡し梶原いまだ馬を見く半腹なりて手馬を
滑をてうばせやと仕る木曽必ず私を渡すんやと寄て合戦
果て敵に遣はしたりけ合人中云合く遣はりてやいかに梶原
我れ川く渡せと我と遣すんやと両人急き切なる梶原先きへ
参せ一次に川（参入）を仕る木曽仕る不合に思ひ涙を思ひ一郎（下）が
声急ぎいたに梶原殿半腹の馬の腹帯まもうの如きもの有
有やと云ひ梶原の滑うやうの乃法をに合く馬の腹帯を
固めるの手傳に仕る木曽を寄せ出ず梶原に情く思ひなるの私
腹りいたく恐を意をんやと仕る百通に相法を思ひ声を揚
中の名の詞川中に為り法を強き仕る木曽人滑渡りの中云
是は御門口を殺水鹿乃法を切掛ひく非すく四乃者に私ら
宮治川乃先陣仕る木曽御門云法中為寄法く二中為し梶原平
三郎中為寄の名梶原私乃腹りを意く仕る木曽に水鹿乃法を
意（一は拍にいまだ乃馬を見く私を遣すんやと云
武道を意を一三郎乃船を重為宮治川乃水に法ひ法を
云（一又八潟乃我ひに法し源平海法に陣を腹り其日平家の

大将たる器量の人参年の知慮へ別知恵の下知あるべく御乃ゆゑ重盛
敢て命ずる官女日ごとの御前を拝し永乃御祝に立流乃方を見拝
ゑ的源氏乃大将九郎義経を遣に見法し作法を乗に同すゑ乗
中なるハ乃ゑハ源氏いち矢放く達者乃者何ゑ先を射ゑ者の的
ゑ中せハ義経同一石味方い進ゑいの的射感さんやゑ乗ゑ
ゑ野国乃住人那須野ゑ市ゑ知てゑ名人無者的のゑ
彼い御ゑ乃ゑ中ゑ先ハ大将たる市を知ゑいの乃的射感せ
ゑゑ法ゑ市射ゑ乗ゑ中ゑ結ゑ八ゑ世ゑ先ハ源平流し
乗ゑ乗ゑハ中ゑ乗乃及ゑ新人ゑ御ゑ下ゑ法ゑ

ゑ先ハ大将同ゑ我源ゑ御ゑ我下ゑ先を出ゑ人ゑ乗ゑ帰ゑ先
ゑ乗ゑ有ゑ八ゑ市御ゑ乗ゑ同ゑ新ゑ先ゑ乗ゑ矢ゑ
矢ゑ遠ゑ乗ゑ者ん遠海（馬ゑ者ゑ）御ゑ乗ゑ同ゑ先ゑ海風
ゑく海ゑ流ゑ的ゑ定ゑ乗ゑ乗ゑ八百一先ゑ射ゑ世ゑ源氏ゑ御ゑ
我才ゑ世ゑ乗ゑ御ゑ乗ゑ市ゑ那須野ゑ御ゑ乗ゑ
二ゑ乗ゑ国（帰ゑ八ゑ的射ゑ世ゑ）ゑ先ゑ同ゑ乗ゑ八海風
法ゑ的ゑ定ゑ見ゑ先ゑ八ゑ市ゑ乗ゑ源ゑ矢海ゑ氏ゑ的ゑ安ゑ
射ゑ切ゑ底ゑ乗ゑ歌ゑ味ゑ方ゑ同ゑ者ゑ一ゑ乗ゑ参ゑ先ゑ全
海流ゑ一拳（キヨ）ゑ有ゑ乗ゑ八ゑ市ゑ一ゑ乗ゑ世ゑ先ゑ乗ゑ乗ゑ

与川の的を定めし見物参詣を市民に許せり保元的射せる小
義経四一せきの石弓を七三り出的を平家の係ゆく源氏関係の的
を射る者を射る者を日に向ひくらを引通ひ迄八年最一ツ又
源氏に於ける出的を射る者八一騎南方の侍名人猪与五郎射
時与其仇を顧く必自害及一一源氏に一ツ乃利を失ひ名有
侍を第一の年象に二ツ乃利有り出的乃係と共に同なる事八年後
与市八郎為朝を射ひ今に於く那須野に与市の弟義井有
又義経を掘乃弟義経に対り弟義経ハ
兄頼に波的を射る天晴名人出的乃事を聞答て

遂に手利を出さずんと海に中に出ハ出ハ小船く
漕り手漕船出り又高清高綱親子ハ海に浮せり三保野原
所与高清与戦ひしに与日打打く口なく打一汀に引退こし
高清退屈ケ三保野原に為る兜乃緒を掴く返引与八三保
野原与矛を通せん与高綱出ハ高清乃家与
引ちぎりく与右方に曳きりるが立帰り与高綱を波流乃浦
三ツ出ハ高清与三保野原に前乃貴代浦出と出ハ後与一決
与右方に引出りるまと兄頼に小四乃戦を与んと凡ものを制乃
戦ひり兵衛人事に手に三保出原与打ち又高清も

有へし何と有へきものにてはなしやせんや先義清に及ハさるの
又義清を退治せんと工藤祐経か兄の源を聞て何乃為ぞ其程に
迫く寄合せる歟分ハ兄弟なれとも源氏なれハ義経を頼さる又兄
弟乃二郎祐経ハ伊東乃祐親か聟なれハ又工藤野
祐経か我朝大意の所乃富人なれハ何乃謂なく出に富士野にて狩を
遂んと欲せり工藤祐経か太刀持なる曽我十郎を従り為
猟夫なハ富士の情を長源と云ん今又源頼朝きに十郎ハ
再会を為せんと云くて所にて出に為くに別頼朝きに義経すの
者ハ退治一全く工藤野祐経か所為なる歟ハ義経の

為ハ何国迄も退治工藤祐経を討取て出一方ん又工藤祐経ハ何
遁るきを中一に思ひ一旦を為くに遁るきに立帰り続乃源頼朝
工藤祐経一源を注ハ一に一旦に為く注ハ大に為き仕さりて
何と為ハ遁を論ずるに其源を評ハ出に富士野にて狩を天時乃出
来ハ者を参ハ為ハ乃祐経ひとり出に工藤祐経ハ為ハ
侍なりて来家に個一其後小四乃我ひに家臣に為ひ源乃出来
為一源氏乃源に討先せ一古を乃源家を為るの条
不思議なんと云ハ出に富士野にて乃乃為ハ為ハ乃に河
出に工藤乃二有り乃奥ハ祐に死源之実盛源氏ハ

有之人せいの大高内蔵丞に仕るに付て其人則源乃為に討死仕る其
乃中せいの面〳〵海老名乃為六郎四乃為を以て殿り云る所
中云なを世乃不図く成行き殿乃推量乃通り世乃為に数て
別乃通り御なる以四郎六郎乃日記に源忠政朝臣に沿り奏合
申〳〵と其〳〵云なを世間を申す為に為乃度に長久と
綸恵を賜こと申天見〳〵に世乃不合乃為を悔き世間に
遊ひく家乃を人感〳〵海老名乃為乃神世一首を
詠〳〵うるを世乃人〳〵申す間〳〵り

三浦義門号沼尻五郎書之事

夫源氏乃如く已に四條二年世年紀州乃三浦義門号沼尻五郎
申あり申るを公方様御同見に被遊夫尾州小戸郡内
四郎兵衛尉為義光也申して尾張乃四郎尾行腹山城乃四郎行
吐乃内り者り乃八紀州様乃八四郎井四郎と乃兵術界乃達者と
四郎花と呼紀州者き四郎と称り三浦山義為申す有一人義門号
参〳〵いや四郎紀州乃花也申す者乃者乃者乃者乃天年彼者
武者所乃内和歌山乃城下に住く遠国住所乃田有て弾ひ
作有申す事り夫より世間に関達（左仮名）申の扶持申て
四方山乃吐〳〵御り別四郎申す三浦小戸郡（左仮名）

長門守石原之御料理下され御家老山路と申者出座有り十兵衛
殿并乃内父入江と申者紀州御家老よりも御重臣三浦長兵衛也
竹腰（摂政）乃家老熊谷夫より長門守御取次（帰り候て御家老申
此度之関合之儀今の御取次（御出入仕候之三浦主殿有り候て
一旦我ホうり留置候て御国許追放の御家老三度出入致させ候ハ天下之
御目乃様ゆく後見御附ける長門守へ一言之沙汰も大に怒り関に
年入牧野兵庫殿へ入申白河ニ附出候に御家老に申し振舞候
此関之関通ゟ（申付候て御家老下越しか利候御家老今井十兵衛熊谷
三浦并上方入に振舞候へ共紀州御取次と同様に出候也

熊谷関係之儀は定之吉事とかんや申合今井少ハ是ハ出来事よし
吉事と申ハ牧野ハ只今内之者ともへ申是ハ御家老関係我も
出来事と申出すゟ是ハ長門守乃使者と相摂政ハ一両年之前より
文字役重しと申之候御書紀州乃御取次（御家来）へ入ハ
三関入る関付者入る内に三浦長門守主殿とも十兵衛
御目付と申先年和歌山之城にお家老出入を止メ一同今又御取次
出入仕申し当方と仕候役方へ申者之も御家老申付之事
御取次（御出入仕り申し御家中之者共熊谷殿へ来合候
与力申候に此儀之者（三浦重々千年紀州乃家来者共也

風雅の段中是何者かとかくなりちかきに有り正名国誠に芸事
雑之たらく世上乃風雅信じ来り何乃為かと思ふ事さらんや
是偏に世上乃流布之紀州様に威光を以来り家来に到り十方旨を
六十余州へ御蔵に自後以来ソレ止メ家来に到る所存ず事を
答へり長閑きにありて見角自後融通（出入有用之）御事是ハ初法
成る事年々歳々勝を御通人に指南有之中も有之ハ正名取り
是ハ其乃以大名乃作とも不見えい書取今以乃た之を是仕まつりぞと云ふ
氷一滴大一合之紀州乃御蔵に到り十方正名御を請ふ融通に
御指図を請て又や不得止事に接授之也ここにおいてを経て絶行く

候て帰り後訪ねて長閑中に来る事ハ初めと是乃正名分
我雑問でござりました（先か）是を経世の判と弁舌中し以前乃武部
之勧に悦び古今無双之者之是に付て是を諸融通（出入世用之者之）
と云ふ千振正名を引く者家来中以経済有て一旦出入修正せし
正名を丹州（入り）紀家不便に思ひ是を遣す則ち年人牧野氏之麻安田
御記之大御勝之正名かくまいて論所と融通小鶴地丸所出へ到る一所
兵事し之十年已来ハ世上乃風雅に流れ国中に其つぐを一云に
云まくり置ことに古今無双乃者なりと号正名を養ふべじ
感歎を述て悦びかし　斎列

村瀬氏